

公的年金受給者で

住民税を納税されている方へ

平成21年10月から

公的年金からの住民税の
特別徴収（天引き）が始まります

平成21年10月から、公的年金からの住民税の特別徴収が始まります。これは、新たな税負担が発生するのではなく、公的年金所得にかかる住民税の、納付方法が変わる制度です。（6月に発送する住民税納税通知書に、その納付方法等を記載します）

特別徴収の対象となる場合、その開始時期はことし10月からですので、対象となる方も1期（6月）、2期（8月）は今まで通りの方法での納付となります。

- 年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方（次の①～④の条件すべてに該当する方）
- ① 毎年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者
 - ② 年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している方で、介護保険料が特別徴収されている方
 - ③ 所得税や社会保険料（介護保険料、国民健康保険料、後期

高齢医療保険料）を天引きした後、なお住民税を特別徴収する金額が残る方

④ 当該年1月1日以後引き続いて当市に住所を有している方で、この途中で市外に転出する等、この条件を満たさなくなった方、年の途中で税額に変更があった場合は普通徴収（納付書または口座振替）に切り替わります。

■納付方法

初年度（平成21年度）

【公的年金所得にかかる住民税額が6万円の場合】

普通徴収		特別徴収		
6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
年税額の半分の2回に分けて納付		年税額の半分の3回に分けて特別徴収		

納付の手間が省けて楽になりますね

2年目以降（平成22年度～）

【公的年金所得にかかる住民税額が5万7千円の場合】

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
1万円	1万円	1万円	9千円	9千円	9千円
前年度の2月に特別徴収された額と同額を3回特別徴収			年税額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて特別徴収		



●用語解説

特別徴収：納税の便宜を図る制度で、住民税では毎月の給与から給与支払者（会社・事業所等）が個人の住民税を徴収し、一括して市町村に納入しています。現在、年金からは国民健康保険料も特別徴収されています。

普通徴収：特別徴収とは違い、納税者自身が市町村から送付される納税通知書などにより、窓口でまたは口座振替で納付することです。

老齢基礎年金等：老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等をいいます。

年金所得にかかる税額が特別徴収されて

年金以外の所得にかかる税額がある場合 ～平成21年度の納付パターンのイメージ～

①. 年金以外の所得にかかる税額が給与から特別徴収される場合

年金所得にかかる税額6万円	1～2期は普通徴収 10、12、2月は年金から特別徴収	1期（6月） 15,000	2期（8月） 15,000	10月 10,000	12月 10,000	2月 10,000							
それ以外の所得にかかる税額6万円	給与から特別徴収	6月 5,000	7月 5,000	8月 5,000	9月 5,000	10月 5,000	11月 5,000	12月 5,000	1月 5,000	2月 5,000	3月 5,000	4月 5,000	5月 5,000

私は給与所得から特別徴収されるから①のパターンだ



②. 上記①以外の場合



私は②のパターンね

年金所得にかかる税額6万円	1期（6月） 15,000	2期（8月） 15,000	10月 10,000	12月 10,000	2月 10,000
年金から特別徴収					
それ以外の所得にかかる税額4万円	1期（6月） 10,000	2期（8月） 10,000	3期（10月） 10,000	4期（1月） 10,000	
普通徴収（納付書または口座振替）					

1～2期は各期25,000円を普通徴収（納付書または口座振替）

■住民税が給与から特別徴収されていた方

今年度から、公的年金所得にかかる住民税は、給与から特別徴収されません。1期（6月）、2期（8月）は普通徴収（納付書か口座振替）での納付となり、10月以降は、年金からの特別徴収対象に該当すれば年金から天引きされ、そうでない場合は普通徴収となります。

公的年金所得以外の所得にかかる住民税は、これまでどおり給与から特別徴収されます。（税法改正により、公的年金所得にかかる住民税は、給与から特別徴収ができなくなったためです）

※複数の種類の年金を受給している場合は、すべての公的年金所得にかかる住民税が1つの老齢基礎年金等から天引きされます。

※国民健康保険料、後期高齢者保険料と違い、住民税の特別徴収に関しては普通徴収と選択することはできません。

問合せ 税務課市民税係

☎43・7505

臨時議会

緊急雇用対策による臨時雇用賃金などを可決・承認

平成21年第3回臨時議会が4月24日に開かれました。上程された議案は、にかほ市税条例の一部改正や平成21年度一般会計補正予算など8件です。原案のとおり、すべて承認・可決されました。

上程された主な議案

◆にかほ市税条例の一部改正の専決処分

地方税法等の改正に伴い、平成21年10月から始まる、年金からの住民税特別徴収については、年金所得に係る税額のみとすることなどについて、にかほ市税条例の一部を改正したものです。

◆平成21年度一般会計補正予算（第1号）

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業や市単独の緊急雇用対策による、雇用機会の創出のための関連予算など、歳入歳出とも1億2,533万2千円を追加補正したものです。